

副本

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

原告ら 山田稔 外22名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面(43)

平成21年3月26日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵



同 弁護士 山 岸 純



被告訴訟復代理人弁護士 大 塚 陽 介



同 弁護士 辻 崇 成



同 弁護士 中 山 司 朗



被告は、原告準備書面(23)に対して、差し当たっての意見を述べておく。

1 本件鑑定については、鑑定主文、すなわち、鑑定事項に対する鑑定結果は、実験の結果として表れており、また、試料についても、佐藤教授は、佐藤教授より貴庁に対し、平成21年3月11日付でファクシミリ送信さ

れた「質問事項への回答」(以下、「本件回答書」という)において、被告の提供したディフェンシン抗体の性能は「許容範囲」(質問事項1(2)に対する回答5行目)であり、「抗体が全く使い物にならない場合には、鑑定を中止するという判断は可能であった」(質問事項2(2)に対する回答1ないし2行目)にもかかわらず、「使用に耐えうるものであったので、そのまま鑑定を実施した」旨認めている。

2 さらに、言うなれば、実験条件設計の裁量は、佐藤教授に委ねられていたのである。

3 すなわち、原告が本件鑑定を委ねるべき学術機関であると異議なく認め
る京都大学により、問題のない試料に基づき(ディフェンシンの性能に問題
があれば何時にも異議が出せたし、被告以外の者に提供させることも可
能であったが、佐藤教授は、試料について一定の評価をした上で、自らの
判断において実験に用いている)、その自由な裁量により設計された実験条
件により実験した結果、鑑定事項に対する一定の結果が出たのであるから、
「現状よりも、有益な知見が求められる可能性」なるものは一切存在しな
い。

4 要すれば、原告がいう「現状よりも、有益な知見」とは、~~要するに~~原告
にとって有利な実験結果と同義であり、かような再鑑定を許容すれば、原
告にとって有利な実験結果が出るまで際限なく鑑定が実施され、いつまで
たっても裁判が終了しなくなることは火を見るより明らかである。

5 また、鑑定は、あくまで裁判所の経験則の補完としての証拠資料を得る
ため実施されるものであり、一定の証拠資料が得られればそこで当然に鑑
定手続は~~当然に~~終了するのであり、鑑定結果に不服の当事者が、鑑定結果
に異議を唱えたり、鑑定人を論難して自己に有利な解釈を導くために、自

己に有利な証拠資料を獲得するために行われるものではない。

6 そして、鑑定主文、すなわち鑑定事項に対する一定の結果が文書により明らかとなり、裁判所の経験則の補完としての証拠資料が得られた以上、それで鑑定手続としては終了しているのである。

7 原告らは、「本鑑定について、当事者の評価が異なる」というが、鑑定主文、すなわち鑑定事項に対する各鑑定結果については、事実の問題として明らかであり、そこに疑義を容れる余地はない。

8 以上のとおり、再鑑定も鑑定人質問も全く必要ではなく、本件訴訟は、現在まで本訴訟に顕出された訴訟資料に基づき、すでに原被告間の主張の当否を判断する段階に来ているので、~~本訴訟は~~、速やかに結審されるべきである。

以 上